



自治会に関わる寄附禁止

Q & A

自治会費		
1	自治会員となっている政治家は、年額 10,000 円の自治会費に対し、10,000 円を超えて払うことができるか。 →寄附にあたります。	×
自治会のイベント		
2	自治会の役員は、お祭りの寄附を集める場合、自治会員の政治家にも寄附を求めることができるか。 →寄附にあたるので、求めることはできません。	×
3	自治会の役員となっている政治家は、会員からお祭りの寄附を集めることができるか。 →政治家は寄附できませんが、寄附を集めることはできます。	○
4	政治家は、自治会の旅行に会費を払って参加することができるか。 →会費（実費）を払って旅行に参加することはできます。	○
5	政治家は、会費を払っていた自治会の旅行に行けなくなった場合、払った会費の返金を受けないことができるか。 →キャンセル料などの経費を除き、返金を受けなければ寄附にあたります。	×
6	自治会員となっている政治家は、自治会がイベントを行う際、他の役員とともに金一封を出すことができるか。 →寄附にあたります。	×
7	政治家は、自治会のイベントに招待されて昼食の提供を受けた場合、昼食代として 1,000 円を渡すことができるか。 →実費として請求された金額を払うことはできますが、相当額では寄附にあたります。	×
8	政治家は、選挙区内で行われるチャリティーバザーに物品を提供することができるか。 →売買でなく、無償で物品を提供する場合は、寄附にあたります。	×

みんなで守ろう三ない運動。



贈らない。

求めない。

受取らない。

自治会の会合（新年会、忘年会など）		
9	政治家は、会費の定められていない自治会の会合に出席する場合、会費相当額を「会費」として払うことができるか。 →名目上は会費であっても、実質的には会費でないため寄附にあたりません。	×
10	政治家は、会費の定められていない自治会の会合に出席する場合、あらかじめ自治会から実費額を請求してもらった金額を払うことができるか。 →請求された実費分は、寄附にあたりません。	○
11	政治家は、会費制の会合に出席する場合、会費を「寸志」や「祝」と表記して出すことができるか。 →会費の額であっても、寄附にあたりません。	×
12	政治家は、会費制の会合に無料招待された場合、それを辞退して正規の会費を払って参加することができるか。 →正規の会費は、寄附にあたりません。	○
その他		
13	政治家は、自治会で集める被災地支援の募金に応じることができるか。 →債務の履行ではない募金は、寄附にあたりません。	×
14	政治家は、選挙区内にある団体の賛助会員となって、賛助会費を払うことができるか。 →賛助会員の役割が定められておらず、納入義務だけある場合など、その実態によっては寄附にあたりません。	△

※ 表記における注意

「自治会」：区や町内会などを含みます。

「政治家」：立候補の意思がある人を含みます。



焼津市選挙管理委員会

TEL (054) 626-1134

平成26年9月